

文化審議会第15期文化政策部会（第5回）

平成29年11月6日

【熊倉部会長】 お時間になりました。まだお見えになっていらっしゃらない委員の方もおいでですが、定刻でございますので、文化審議会第15期政策部会の第5回を始めたいと思います。

本日もお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。本日は赤坂委員、亀井委員、川村委員、仲道委員、長谷川委員、湯浅委員が御欠席とのことです。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。本日の議事は大きく二つございます。1点目は、第9回日中韓文化大臣会合及び東アジア文化都市についての御報告。2点目は、文化芸術推進基本計画（第1期）の策定に向けた、これまでの審議経過についてです。

それでは、第9回日中韓文化大臣会合及び東アジア文化都市について、事務局より御説明をお願いいたします。

【奈良国際課長】 おはようございます。文化庁国際課長の奈良と申します。どうぞよろしく申し上げます。

本日は、東アジア文化都市事業という国際交流事業をやっておりますので、それを御紹介させていただき、皆様の今後の御議論の参考になればと思う次第でございます。

資料1を御覧いただきたいと思っております。1ページ開けていただきまして、まず「東アジア文化都市」についてでございます。この事業につきましても、毎年、日中韓3か国のそれぞれ1都市を選びまして、その都市が連携をして様々な文化事業を集中的に実施するというものでございまして、これによりまして東アジアの相互理解、連帯感の促進、あるいは多様な文化の発信、あるいは都市の文化芸術、クリエイティブ産業、観光、こうしたものの発展につなげていきたいと考えてございます。

既に4回開催してございまして、日本の都市といたしましては、横浜市、新潟市、奈良市、そして、今年は京都市で現在実施しているところでございます。また、2018年につきましては、金沢市、ハルビン市、釜山市で開催を予定しているところでございます。

2ページを御覧いただき、具体的にどういう事業をやっているかという例でございまして、例えば共通の書道というものをテーマにして、日中韓の共同による展覧会、ここですと人形劇の写真がありますが、音楽、演劇などの舞台芸術について共同で行うということ、あるいは、青少年交流を行うと、こういった事業を集中的にやっているところでございます。

3ページを御覧いただきたいと思っておりますが、これまでの文化都市の一覧でございます。2019年につきましては、豊島区ということで今、進めているところでございまして、中国、韓国につきましては、現在選定中という状況でございます。

この事業をやることによる効果でございますが、アンケートなどによりますと中国・韓国への関心が高まったという声や、事業は基本的には1年間ということでございますが、事業終了後も様々な形で事業が継続した。行政レベル、民間レベルそれぞれに継続した。あるいは、都市の文化芸術が更に活性化した。国際発信が強化された。自分の都市の持つ魅力を再発見した、このような声も伺っているところでございます。

関連でございますが、5 ページを御覧ください。日中韓文化大臣会合も開催いたしました。今年8月に京都で開催したところでございます。この会合におきまして「2017 京都宣言」を採択いたしました。未来志向の三国間関係を構築することを再認識し、併せて文化交流・協力の促進。あるいは、この東アジア文化都市事業の充実ということなどが宣言の中に盛り込まれたところでございます。また、日中、日韓との間でそれぞれ二国間会合を開催しまして、両国の文化交流促進を深めることで一致をしたところでございます。

6 ページが、今回の「2017 京都宣言」の概要、特に2 のところでございますが、東アジア文化都市事業の充実ということで、有識者会議を設置して、更に充実方策について検討していくこととありますとか、4 でございますが、ちょうどオリンピック・パラリンピックがこの日中韓で開催されるというような機会がございます。2018 年は平昌冬季、それから、2020 年は東京、2022 年は北京冬季ということで、世界から注目をされるような時期でございますが、これに合わせて、スポーツだけではなくて、文化の面でも様々な交流を実施していくということが盛り込まれているところでございます。

7 ページを御覧いただきたいと思いますが、この日中韓文化大臣会合の時期に合わせて、今回初めて「東アジア文化都市サミット」というものを開催いたしました。これまで東アジア文化都市事業をやった日中韓の 15 都市、予定の都市も含まれておりますが、これに ASEAN の 4 都市が加わりまして、今後の文化交流の在り方について初めて一堂に会して議論をしたところでございます。この中で、若い世代の交流に取り組むこと、あるいは、市民、団体、企業による幅広い交流の機会の創出。それから、東アジア文化都市ネットワークの強化、充実方策に積極的に貢献する。あるいは、東アジアだけでなく、ASEAN、こういったところとの連携を更に深めていくことなどが盛り込まれていたところでございます。

事業の御紹介は以上でございますが、今後の課題といたしまして3 点あるかと思っております。一つは、これは毎年の事業ということでございますが、毎年の事業にとどまらず、いかにこの文化交流を継続していくかという課題。2 点目といたしましては、せっかくこういった事業を始めたわけでございますので、各都市のネットワークをいかに強化していくか、あるいは、ブランド化といったようなことでありますとか、あるいは、東アジア文化都市事業としての発信の強化。さらには3 点目といたしましては、日中韓にとどまらず、ASEAN、あるいは EU、諸外国との交流も更に深めていく必要があるのではないかということ認識しているところでございます。

以上、簡単ではございますが、佐々木委員や柴田委員には都市の選考、あるいは事業を進めるに当たってのアドバイスを頂いているところでございますので、もしコメント等を頂ければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見を賜りたいと思います。どなたか、いかがでしょうか。

佐々木先生、お願いします。

【佐々木委員】      説明をいただきましてありがとうございます。私は、この事業の構想段階から意見交換をさせていただきましたので、少し考えていることも含めてお話ししたいと思っております。

この事業は、2011年に奈良で三国文化大臣会合が行われた際に日本側から提案したものです。当時、近藤誠一長官がそれを積極的に進められたという経緯があります。中国、韓国ともこの事業については大変熱心に取り組むということになっていまして、実は、この間、この三国の国ベースでは、正式には、例えば首脳会合がきちんと行われなかったり、文化以外の例えば経済や環境も毎年大臣会合が行われるということに至っていません。なので、極めて例外的に文化大臣会合がきちっと行われて、それに基づいてこの実績が上がってきたということが私は大変意味があると思っています。

それから、もともとこの事業は、ヨーロッパで1985年から始まっています欧州文化首都という事業がございます。これは湯浅委員や皆さん御紹介されていまして、これに倣ったものなのです。そういった意味では、欧州のように事業をアジア全域に広げていきたいという思いもありまして、今回、先ほど御紹介がありました、京都市長が呼び掛けた東アジア文化都市サミット、7ページですね、ここにおいてはASEANの都市にも呼び掛けるという形で、東アジアというこの東を取る、つまりアジア文化都市サミットにしていくという展望もあります。その上で欧州文化首都側もこのアジアの動きについて関心を示しています。

来週ですが、来年の文化大臣会合の当番国、中国文化部主催の国際会議が招集されています。このタイトルは東アジア文化都市と欧州文化首都ということになっていまして、私も出掛けることにしておりますが、いずれにしても中国あるいは韓国ともに、この領域は大変力が入っているということ、そして、日本もその中できちんとしたプレゼンスを示している。東京オリンピックの前年の2019年秋に豊島区、これは東京都と協力してやるということですから、池袋の芸術劇場があります、豊島区という名前は出ていますが、これは東京でやるということです。そのまま秋から翌年のオリンピックにつながってくるという、そういうふうに御理解いただくとこの意味がよく分かるかと思えます。

そして、もう1点だけ、少しお願いがございまして、これはユネスコの方が「クリエイティブ・シティーズ・ネットワーク」というのを2004年から開始していまして、現在、10月31日の時点で世界180の都市がネットワークに参加することになりました。文字どおり、文化産業を軸にした都市のネットワークということで、ここにイギリス、中国、イタリア、フランス、スペイン、そしてアメリカもそうですが、入っていまして、日本では今回、山形市が映画で入りましたが、8都市です。

この東アジア文化都市の上に来るユネスコ創造都市ネットワークについては、文化庁は所管していないのです。ユネスコ国内委員会は文部科学省にありまして、そのために統括官のところにあるわけです。このユネスコ創造都市ネットワークに関する国の支援がないのです。例えば韓国ですと、韓国ユネスコ国家委員会が大変しっかりした支援をしています。できれば何らかの会議を招集するなり、連携を国の方がある程度リーダーシップをとるなり、あるいは、もし可能なら所管を一本化する、文化庁に持ってくるのか、何か工夫が要るのではないかと考えております。

以上です。

**【熊倉部会長】** ありがとうございます。補足の説明をいろいろ頂戴いたしました。

柴田委員、お願いします。

**【柴田委員】** 御説明ありがとうございます。

この基本計画を策定していく中で、舞台芸術ワーキング・グループの意見交換が9月25日、10月4日に行われました。その中で東アジア文化都市についても意見交換をさせていただきました。東アジアが厳しい情勢を迎えているということで、民間での文化交流の必要性というのが最も重要ではないかという意見が出ました。特に日中韓の芸術団体との共同制作の取組は強力に推進していくべきではないかという御意見も出たところです。

現在、フェスティバル東京が東京で開催されておりますが、観客の増加、観客の創客について苦戦をしているようでございまして、今後、この取組を強力に推進していくためには、SNSなどの活用など、広報の積極的な力を活用して情報周知の徹底を図っていくことが必要ではないかと思っております。その上で国民の理解を得ていくことが重要だと思っておりますので、是非、広報に力を入れていただければ有り難く存じます。

【熊倉部会長】 ほかにいかがでしょうか。

紺野委員、お願いします。

【紺野委員】 質問させていただきます。2ページに記載されている2014年10月25日開催の三国三様伝統人形劇、このような有意義なコンテンツの記録映像、今からでも拝見できるような資料等はございますでしょうか。

【奈良国際課長】 たくさんの事業がございますので、個々の事業について記録映像を撮るといことはやっておりますが、それぞれ、例えば今年ですと京都市が開催しておりますので、そのダイジェスト版という形で映像、あるいは、昨年もだったと思っておりますが、そういった記録映像がございますが、個々の事業につきましても、それぞれいろいろな団体がやっているの、なかなか難しい面はあると思っておりますが、先ほどのお二人の御意見も含め、やはりやった結果というものをいかに発信していくか、特にネットやSNS、こういったところでいかに皆さんに知ってもらうかは重要なところだと思っておりますので、今後、検討していきたいと思っております。

【紺野委員】 ありがとうございます。著作権などの問題で難しい面も多々あると思っておりますが、そういったものがコンテンツとして蓄積されていくと幅広い層にとっても役に立つと思っておりますので、是非御検討をよろしくお願いいたします。

【熊倉部会長】 ほかにいかがでございましょうか。

篠田委員、どうぞ。

【篠田委員】 新潟市も東アジア文化都市をやらせてもらったのですが、その際に一番感じたのは、中国、韓国は、全国的な放送が、マスコミ報道が行われているのにも関わらず、日本では、横浜のときもそうでしたが、ほとんどと言っていいほど全国的な報道がされない。本当に残念で、それを文化庁でコントロールはできないわけですが、新潟放送局、あるいは新潟の支局長、そういう方たちにはかなり働き掛け、地元報道はしてもらえますのですが、全国報道がされない。これは中国、韓国と対比すると日本が誤ったメッセージを出しているような気もする。これは奈良もほとんどそういう状態だったと思っておりますし、京都もいろいろすばらしいことをやっていらっしゃるのですが、報道が全国的にはない。これは本当に大きな課題だと思っております。全般的な中国、韓国への感情をもう少し平静にしておく必要があるということなのでしょうけれど、本当にそここのところは残念だという感想です。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

確かに、あまり国内での認知度が低いかという感じはあります。横浜のときなど、かなり若者受けするコンテンツもたくさんあったように思いますが、全く業界の中でも知られていないところが少し課題で、何か国民文化祭の海外版みたいにならないといいという懸念がございます。

ほかにかがでございますか、御意見、御質問、こちらの件、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、引き続きまして次の議題の方に移ってまいりたいと思います。文化芸術推進基本計画（第1期）の策定に向けて何度も作業を続けておりますが、これまでの審議経過についてです。

前は、関係省庁からの大量のヒアリング、それから各分科会ワーキング・グループからの報告を頂いたところですが、本日は、来週の総会に向けての審議経過報告案を基に、皆様方から御意見を頂戴して討議をしていきたいと思っております。

それでは、まず、資料2に基づきまして、事務局より御説明お願いいたします。

【井上文部科学戦略官】 それでは、御説明させていただきたいと思っております。基本計画担当の戦略官をしております井上でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2-1と資料2-2を使いまして御説明させていただきたいと思っておりますが、まず、資料2-1に基づきまして、概観的に資料2-2の構成などについて御説明させていただきたいと思っております。

資料2-1を御覧ください。これまで文化芸術基本法に基づきます文化芸術推進基本計画につきましても、6月に文部科学大臣から文化審議会に諮問して以来、総会、文化政策部会、基本計画ワーキング・グループ、さらには分野別分科会、ワーキング・グループなど20回以上にわたりまして審議をしていただいたところでございます。

その中で現在の審議経過につきましても、構造上、以下ようになっております。まず、中長期的に目指す視点、10年、20年を目指して、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として目標1から目標4を掲げてございます。

一つ目が、創造的で活力ある社会ということで、文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれる。さらには、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランド形成に貢献し、活力ある社会が形成されている。そういう社会を目指すのだというのが一つ目でございます。

二つ目が、文化芸術を通して社会参画の機会や相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成されている。そういう心豊かで多様性のある社会を目指しているというのが目標2でございます。

そして、3番目といたしまして、文化芸術の創造・発展、次世代への継承を確実に行うとともに、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会を提供する。

そして最後に、目標4といたしまして、持続可能で回復力のあるプラットフォームが全国各地で形成され、多様な人材や文化芸術団体・機関が連携・協働しながら活躍している。

そういう目指すべき姿を中長期的に描きながら、2018年、来年度から2022年の5年間でやるべき姿として戦略1から六つを掲げております。

一つ目が、文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現。二つ目が、国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献。そして、

三つ目が、多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成。こういう社会的・経済的価値、こういうものを文化芸術の上でも伸ばしていこうということでございます。

そして、この中には、文化庁の施策だけではなくて、先ほど佐々木先生からもございましたが、文部科学本省でやっている文化芸術系教育やユネスコでの施策、さらには前回、各省庁から御発表いただきましたクールジャパン戦略でございますとか、外務省の政策、さらには厚生労働省の障害者芸術の政策、又は、農水省でやっております和食文化の国内外への発信、あと、経済産業省でやっているような日本商品・サービスの海外需要開拓等々の政策も入ってくるものでございます。

ただ、その上でやはり文化芸術そのものの創造・発展・継承も確実にやっていく必要があります、戦略4から6まで、文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実という戦略4。人材が重要でございますので、多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成。そして、戦略6として、目標4で掲げておりますような、地域の文化芸術を推進するプラットフォームを実際に形成していくということを六つの目標として掲げております。

それを文章にしましたのが資料2-2でございます。資料2-2を御覧いただきまして、まず、目次をお開きいただければと思います。1ページの表紙の裏に目次が書いてございますが、主に5章立てになってございます。

まず一つ目が、我が国の文化芸術政策を取り巻く状況ということで、先ほど申し上げました、文化芸術の価値でございますとか、我が国の文化芸術を取り巻く状況、あと、国際的な文化芸術政策の動向等について書いてございます。そして、今後の文化芸術政策の目指すべき姿として、先ほど申し上げました4点。そして、三つ目として、今後5年間の文化芸術政策の基本的な方向性として、先ほど申し上げた戦略6までの6点。そして、四つ目として、これらをきちっと進めているかどうかを評価・検証するサイクルの確立と、今後の文化庁の機能強化という形でなっています。そして最後に、評価・検証サイクルを確立するための評価指標について、45ページ以降に書いてございます。

それでは、簡単に御説明させていただきますが、2ページ、3ページは、文化芸術の価値について述べたものでございまして、文化芸術の価値というのが、本質的な価値、文化芸術そのものだけではなくて、社会的にも経済的にも価値を有するのだということを書いてございまして、そういう社会的・経済的価値を育みながら、文化芸術の価値を重視する社会を築いていくということを述べたものでございます。

続きまして、5ページをお開きください。5ページには、昨今の我が国の文化芸術政策を取り巻く状況変化について書いてございます。主に3点書いてございますが、新しい文化芸術基本法の成立、今年6月に成立した法律に基づきまして、今までの文化芸術そのものだけではなくて、観光やまちづくり、国際交流等についても法の範囲に取り込むと、また、民間事業者、相互の連携が重要であるということ、文化庁の機能強化等について検討が促されております。

また、少子高齢化やグローバル化、情報通信技術の急速な進展などを踏まえて、一層、総合的な文化政策が求められていること。

また、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を控えて、文化芸術の価値とこのを海外に、世界へ発信する大きな機会であると書いてございます。

そして、7 ページでございます。こちらには、国際的な文化芸術政策の動向が簡単に書いてございます。イギリスにおきまして、2016 年に約 50 年振りに「文化白書」を策定して、やはり文化芸術というのを社会的価値・経済的価値も含めて整理をした上で総合的に進めるような政策が打ち出されていること。そのうち、アーツ・カウンシル・イングランドにおきましても、舞台芸術等々について、エクセレンスと、みんなに体験をさせるということを目指した取組が行われているようなこと。

また、8 ページによりますと、オーストラリアにおきましても 2011 年に「国家文化政策」が定められて、文化について、産業の発展ともリンクさせながら進められているということが書いてございます。

9 ページ、10 ページは構造の話ですので、飛ばさせていただきます、12 ページからが今後の文化芸術政策の目指すべき姿という形になっております。先ほど申し上げた目標 1 から目標 4 までを掲げてございまして、その詳しい内容については、14 ページから 21 ページまでに書いてございまして、前回お配りした資料とここはほとんど変わっていませんので、今回は少し省かせていただきまして、22 ページに行かせていただきたいと思います。

22 ページは、今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性として六つの戦略を定めているものでございます。その具体的な内容については、25 ページから、具体的な、基本的な方向性を書いてございます。ここにつきましては、前回御発表いただきました各省庁の施策でございますとか、各分野ごとの分科会、ワーキング・グループで報告された内容のエッセンスを基本的な方向性の中に取り込んでいるところでございます。

25 ページを御説明させていただきますと、まず一つ目の丸でございますが、文化芸術について最新の科学技術・情報通信技術を活用することにより、複合領域等の新たな文化芸術の萌芽（ほうが）を目指すということ。また、日本の商品やサービスの海外需要拡大や伝統的工芸品産業、コンテンツ産業、これは経済産業省の施策でございますが、そういう文化に関連する産業やマーケットの育成を通じて、イノベーションを実現していくということ。

そして、二つ目の丸でございますが、IT、デジタル技術、マンガ、アニメ等のメディア芸術について、又は、独自の伝統文化を活用した舞台芸術作品について、これらをオリジナル性に富んだ作品の創造等も含めて推進していくというようなこと。また、舞台芸術については、訪日外国人が舞台芸術分野の鑑賞者の中に一定の割合で占めることを目指していこうということでございます。

三つ目の丸、メディア芸術について、各種政策を通じて積極的に海外展開をしていく。特にクリエイターが国際的に活躍できるよう、国際的な映画祭等で日本人監督が活躍するなど、世界に通用する監督等を育成していくというようなことでございます。

四つ目の丸、日本美術については、国内外の専門家の育成・交流促進を通じるとともに、世界的な美術展やアートフェア等の機会を通じて、価値を高めていくということが書いてございます。

26 ページでございます。暮らしの文化、例えば衣食住、茶道、華道でございますとか、食文化などの暮らしの文化について、分野横断的に舞台芸術、美術、文化財などとも密接に関わっておりますので、技術や用具、原材料の維持・継承などを通じて支えていく、そしてまた、ファッション産業等を含む地場産業が地域活性化に貢献したりするという、

大変可能性を秘めておりますので、これらを全体として振興していこうというものでございます。

特にその中で今回、文化芸術基本法の中で、生活文化の例示といたしまして食文化というのが一つ明示されております。そういうことで食文化については、食事のとり方や食に関する習わしでございますが、これらを全体として様々、器や調度品などいろいろ関わってきますので、食文化全体として振興していこうということで、このような観点から既に農水省でも、和食文化の国内外における発信、国産花きや国産茶の需要拡大、鯨類の文化や食習慣等に関する情報発信等が行われているところでございます。

また、文化財の積極的な保存・活用によりまして、地域振興や観光振興等を通じた地方創生や地域経済の活性化を進める。また、文化財の保存と活用により、好循環を創り上げるということを目指していく。

そして、著作権につきましては、社会経済の動向を捉えて適時に著作権制度の見直し等に取り組むということを掲げておるところでございます。これが戦略1でございます。

続きまして、戦略2に行きたいと思っております。28ページを御覧ください。戦略2の基本的な方向性でございます。戦略2は、国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献ということでございますが、まず一つ目の丸で、真ん中のところがございますように、我が国の優れた文化芸術を戦略的かつ積極的に発信し、日本の存在感の確保、対日理解の醸成など文化芸術を通じた相互理解、親日層の形成を図っていく。これは外務省、国際文化交流基金の取組とも相まってやっていく必要があるかと思っております。

二つ目の丸、優れた文化プログラムや訪日プロモーション、国立公園の情報発信等を通じて海外から文化芸術を目的に多くの方が日本を訪れ、地域で国際交流が行われるようにしていく。そしてまた、その際、文化施設や地域観光資源等の多言語化対応を進めることもやっていく必要があるということで、この辺は観光庁、又は国立公園ということで環境省とも一緒に進めていく必要があるかと思っております。

2020年の、三つ目の丸でございますが、大型スポーツ・イベントと文化芸術事業を連動させ、相乗効果を図る、外交上の周年事業や、首脳間の合意等に基づき、効果を最大とするような、戦略的に大規模な文化事業を展開していくというようなこと。

四つ目の丸といたしましては、2行目からございますように、世界の幅広い地域への日本の文化人・芸術家等の派遣、海外での日本文化紹介・発信事業を通じて、日本の文化芸術というのを積極的に相互交流・対外発信に使っていくということでございます。

29ページでございますが、メディア芸術分野については、日本ブランドを構築するとともに、メディア芸術の認知度を高めていく。

そして、二つ目の丸、美術分野については、日本の優れた作品の情報発信を海外に積極的に行っていくということ。

そして、三つ目の丸、日本語学習者については、下のところがございますように、国内外で日本語学習環境を整備いたしまして、日本語教育人材の資質・能力の向上を図っていくということ。

そして、四つ目の丸、今、御説明がありました日中韓文化大臣会合で合意された「上海行動プログラム」に基づきまして、今後も日中韓を中核として東アジア圏の都市間の文化



のネットワークの更なる充実を図る。また、ASEAN や欧州都市との連携も視野に入れて取り組むというようなことを書いてございます。

また、国際協力として、文化遺産国際協力を推進していく。

そして最後に、著作権については、開発途上国の著作権制度整備に貢献するほか、著作権に関する普及啓発、著作権侵害対策を講ずる、正規版のコンテンツの流通を促進していくということを書いてございます。

31 ページをお開きください。戦略3 でございますが、こちらは多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成ということでございます。一つ目の丸でございますが、なお書きのところでございますように、18 歳未満の子供や障害者、在留外国人の文化芸術活動の状況については詳細が把握できていないという現状がございますので、今後、18 歳未満の子供や障害者、在留外国人も含めた文化芸術活動の状況について、調査研究をしていこうということでございます。

また、舞台芸術については、全ての国民のものであると認識されることを目指して、障害者福祉や児童福祉の観点から行われる文化芸術活動を含めて、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々が生涯を通じて、芸術活動に触れる機会を享受していく。こちら辺は、厚生労働省の施策とも相まって進めていく必要があるかと思えます。

32 ページでございますが、美術分野につきましては、全ての人が生涯を通じて、あらゆる地域で多彩で優れた文化芸術に触れられるようにするということでございます。

また、文化財について、32 ページでございますが、日本各地の文化財の確実な継承や鑑賞機会の確保等に努めるとともに、文化財というのがコミュニティとのきずなを深めることができる非常に有効なものでございますので、そういう環境の整備を目指す。このことは、東日本大震災や平成 28 年熊本地震等の被害からの復興に向けても、地域の力を取り戻す礎となるものであるということを書いてございます。

そして、日本語学習者については、最後のところでございますように、国内外で日本語学習環境を整備いたしまして、日本語教育人材の育成、資質・能力の向上を図るということでございます。

そして、著作権制度については、ここの部分につきましては、著作物の適正な利用機会の増進に貢献する公共的な性格を有する事業、そういうものを一層推進するということでございます。

続きまして、34 ページ、戦略4 でございます。ここは文化芸術そのものの創造・発展・継承と文化芸術教育の充実を掲げてございます。一つ目の丸は、文化芸術というのは、活力ある社会を構築していくために必要不可欠であり、また、二つ目の丸として、芸術家の自由な発想に基づく創造活動というのを、また、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実というのを支援していくということ。

三つ目の丸といたしまして、舞台芸術につきまして、舞台芸術分野の優れた人材に活躍の場が与えられるような好循環が生まれるようにする。

あと、メディア芸術につきましては、アーカイブが社会的基盤となるものでございますので、重要であると。作品を単純にアーカイブとして保存するだけではなくて、人材育成、情報の共有化、教育・研究分野など、幅広い分野での応用・活用に向けた取組を目指すとして書いてございます。

美術分野については、美術館・博物館・図書館を充実する。

暮らしの文化につきましては、分野横断的で、日本人の生活に深く根ざしているものがございますので、今後、暮らしの文化の特性に留意しつつ、調査研究を行い、その範囲がどこまで範囲になっているのかが分からない部分がありますので、範囲の検討を行っていくというのが35ページの一番上に書いてございます。

35ページの二つ目の丸でございますが、文化財保護制度につきましては、現在、文化財保護法の改正について文化財分科会企画調査会において検討しておりますので、文化財保護制度について、これからの時代を切り拓（ひら）くにふさわしいものとするための見直しを進めると。ここについては、今後の検討状況に応じて更新としております。また、後継者の育成、保存技術の保存・継承、用具・原材料の安定的な確保を目指すということも書いております。

文化芸術に関する教育についてが次でございますが、文化財と教育との連携をより緊密なものとする。あと、暮らしの文化については、小学生、中学生のときから、可能な限り暮らしの文化に触れる機会を設けるということを書いてございます。

三つ目の丸として、国語につきましては、生涯を通じて国語力を身に付けていくことを目指すということ。

35ページ、著作権につきましては、権利保護と公正な利用のバランスを取りながら施策を展開していく。特に、国際的な視点に留意しつつ、社会の変化に応じ著作権の保護と著作物の利活用の在り方を見直すとともに、必要な制度等の整備を行うとともに、国民の著作権に関する知識の普及と意識の向上を図ると。あと、学校等における著作権教育の充実を図るということを書いてございます。

37ページが戦略5でございます。多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成でございますが、ここでは、芸術家のみならず、文化芸術を支える人材、専門的な人材、そういうものが、年齢、性別が多様で高いスキルを持っていること。そして、キャリア段階に応じて教育訓練・研修等を通じて育成するということを書いてございます。

特にメディア芸術におきましては、キュレーター、教育者やアートマネジメントなどの文化的環境を構成する多様な人材の育成を目指すということ。

文化財については、文化財の修理等を支える技術・技能の伝承者、学芸員等の文化財の適切な保存・活用の在り方について、人々の養成を進めるということ。

あと、地方の文化行政を担う人材の育成や体制の充実が期待されるということを書いてございます。

39ページでございますが、戦略6の地域の文化芸術を推進するプラットフォームの形成について、基本的な方向性を書いてございます。

文化芸術のあらゆる現場において創造・活動の場を広げて、総合的な文化政策を展開することが重要であるということで、関係機関等による対等な立場での緩やかな連携・協働を可能にする仕組み、プラットフォームを形成することを目指していこうということを書いてございます。

その中で、特に文化芸術団体や文化施設等の職員というのは非常に重要な役割を持っておりますので、自立して継続的に活動するための経営力、企画力、コンプライアンス対応等のマネジメント力を強化するということでございます。

また、民と官の多様な連携が振興されるような、多様な財源の確保を目指すということでございますとか、先ほど御説明が佐々木先生からございました、文化芸術創造都市に取り組む地方公共団体、全国的・広域的ネットワークの充実・強化を図るとともに、地域課題の解決に取り組む活動を推進する。

そして最後に、行政の在り方として、文化芸術に関する国内外の情報やデータの収集・分析、将来推計等の調査研究を通じて、エビデンスに基づいた政策立案の機能を強化するということを書いております。

それぞれの戦略では、40ページにございますように、今後5年間に講ずべき基本的な施策の概要、主なものを書いてございますが、ここにつきましては、中間報告までに整理をいたしまして、より詳細な内容を記述していきたいと考えております。40ページ、また、38ページ、36ページにあるそれぞれの戦略ごとの基本的な施策については、中間報告におきまして、より詳細な内容を書いていきたいと思っております。

41ページは、評価・検証サイクルの確立ということで、43ページにありますようなPDCAサイクルを確立していこうということでございます。

その際には、45ページから59ページにある今後5年間の文化芸術政策に係る評価指標、例えば45ページにありますような文化芸術産業の経済規模でございますとか、デジタルコンテンツの市場規模等もあります。あと、46ページには、国民の鑑賞、鑑賞以外の文化芸術活動へのそれぞれの参加率というものを掲げておりますが、そういう指標を活用しながら、この文化芸術推進基本計画というのを毎年度、評価・検証いたしましてフォローアップをしていく。

そして、2020年の中間年には、中間評価を実施いたしまして、その中間評価を次期の2023年度からの第2期の文化芸術推進基本計画の策定に活用していこうということを書いてございます。

最後に、44ページでございますが、文化庁の機能強化ということで、文化芸術基本法の改正法の附則におきましては、こういう文化芸術の総合的な政策を進めていく上で文化庁の機能強化が必要であるということ、そのための検討について規定されております。

そういうことについて、二つ目の丸にございますように、新しい文化芸術基本法、文化芸術基本計画に基づく政策をけん引するために、文化庁の機能強化を通じて、2018年度中には新しい文化庁を実現していこうということ。

そして、そういう内容について、三つ目の丸にございますように、「縦割」ではない、開放的・機動的な文化政策の集団を作っていこうということが掲げられているところでございます。

そして最後に、この後ろの方でございますのは参考資料でございますが、59ページの後ろのページを御覧いただければと思います。参考資料といたしまして、これまでの審議の経過でございますとか、検討状況。

そして、参考資料の5ページには、この文化芸術基本計画に盛り込む事項ではありませんが、今後、第1期計画期間中に調査研究を実施したり、引き続き文化政策部会の方で検討していく内容というのを掲げてございまして、例えば専門的人材の常勤職を増やしていくにはどういう課題があるのか、そういうところをどうしていくのかということでございますとか、5ページの下の方から三つ目のところにございますように、日本芸術文化振興

会の助成部門について、「日本版アーツ・カウンシル」としてふさわしい人員の強化など機能強化を図るためにはどうしていくのかというようなこと、そういうことを掲げておるところでございます。

最後の方には、前回御発表いただきました芸術ワーキング・グループでございますとか、メディア芸術ワーキング・グループ、さらには各分科会の先生方から御発表いただきました報告書が付いてございます。

これが資料2-2の主な概要でございます。

最後に、資料2-1に戻っていただきまして、今後のスケジュールだけ御説明させていただきたいと思っております。資料2-1の2ページをお開きください。本日、審議経過報告として、これから御意見を賜りまして、11月13日、文化審議会の総会におきまして審議経過報告として御報告をさせていただければと思っておりますが、11月10日、今週金曜日には文化芸術推進会議の開催を予定しております。これは、文化芸術基本法に基づきまして関係各省庁の主に局長クラスが集いまして、この審議経過報告について政府の方向性というのを審議し、連絡調整を行うものでございます。そして、その上で11月24日に文化芸術団体等からヒアリングを行いまして、中間報告として年内におまとめいただければと思っております。

その後、パブリックコメントをいたしまして、1月下旬から2月上旬には答申案を審議していただきまして、2月中旬には答申としておまとめいただき、さらに、また文化芸術推進会議を開いて、政府内で調整いたしまして、最終的に3月中に閣議決定をしたいという日程を考えているところでございます。

以上でございますが、是非よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。どうもありがとうございます。

**【熊倉部会長】** ありがとうございます。

というわけで、今、この検討のスケジュールを最後に御説明いただきましたが、閣議決定の予定が選挙の影響で早まりました。1月、2月も皆様方に、お忙しい中、たくさん集まっていたかなければいけません、まだ、今日を除きましても12月末、そして1月、2月とこの文言をブラッシュアップしていく機会はございますので、今日が最後というわけではないのですが、来週の総会に向けて、とりあえずここまでの審議経過報告としてこのような形でいかなものかというところを本日、皆様方にお伺いするところでございます。

だんだん大部になっていくのですが、今日、厚さを見て、少しどきとしたのですが、後半のところは、前回たくさんお勉強をさせていただいた各分野別ワーキング、分科会からの報告が再掲となっております。前半の方はそれほど大きくは変わってはおりませんが、21ページまでのところは、とりあえず1回、皆様方に御審議を頂いている内容です。もちろん、ここまでの目標とその実現のイメージが21ページまで書かれております。前回お示した案では25ページ以降の六つの戦略に関する具体的なイメージの部分でまだ宿題とさせていただいたところが、今回書き込まれたということでございまして、ここら辺りに是非もろもろ御意見を頂ければと思っております。

また、それぞれの戦略に今後5年間に講ずべき文化芸術に関する施策をどうするかという問題は、まだ、施策の洗い出しやどのように記載するかというようなことは調整中でございます。

また、話が戻りますが、スケジュールの中で、既にスケジュールの調整をさせていただいているところかと思いますが、年明けに答申案をまとめるに当たって、もう一度基本計画ワーキングの皆様にお集まりいただいて、この政策部会全体の中での意見や様々な意見などを最終的にどう反映していくのかというところでお知恵を拝借できればというふうに思っております。というようなところなのですが、いかがでございましょうか。質問、御意見など、どなたからでも構いませんが。

三好委員、お願いします。

【三好委員】 少しまとめて幾つか申し上げたいのですが、一つは、参考資料で審議経過を書きいただいているのですが、その一番大もとになっている6月21日の諮問文、これは是非載せていただきたいと思います。といいますのは、諮問文の中に重要なことが書かれていて、審議事項、大きく三つ挙げられています。文化芸術施策の推進に当たっての体系の在り方というのが1番目で、特にその中で推進体制ということが言われています。それから、2番目には、新たに追加された施策の推進。これは前回ありましたいろいろな分野を広げていくということなので、これはそれでいいかと思うのですが、3番目には、2020年及びそれ以降のレガシー、特に国家ブランドとか文化GDPの拡大ということが言われていまして、特にこの1番目の推進体制と3番目の2020というのが今回の大きな柱になるかと思しますので、そのもとになっている諮問文というのは是非載せていただいていた方がいいのではないかと思います。

その上で、今の諮問事項との関係で2点申し上げたいのですが、一つは、2020年のオリンピック・パラリンピックを挟む計画であるという、これが今回の計画のポイントになるかなと思っています。オリンピック・パラリンピックというのをあえてこじつける必要はないかもしれないですが、やはりこれを一つの契機とするという意味からいうと、二つ意味があると思っていて、一つは、いわゆる国際性、つまり国際的に日本が注目されるということはどう折り込んでいくのかというのが1点。それから、パラリンピックに若干関係しますが、地域における包摂性、これをどう具体化していくのかという、この2点が非常に重要かと思っています。

その意味で、その言葉が戦略の中のいろいろなところに出てくるというのは、それはそれで構わないと思います。そういう意味で読んでいくと、例えば戦略1のところ、今の国際性に関する言葉でいうと、やはり日本が優れた芸術活動を行っているということがまず一番の基本かと思えます。今の戦略1ですと、情報発信とかそういうことは盛んに言われているのですが、そもそも優れた芸術活動、表現活動が行われる、特に音楽、演劇、舞踊などの舞台芸術、あるいは美術、それから文化財、これは既存のものでありますが、文化財を大切に守っているという、それが要するに日本の芸術活動の活発さを表しているものだと思いますので、これはやはり戦略1の一番最初ぐらいに出てきてしかるべきではないかと思っています。その上での発信なり情報提供ということがあっていいかと思えます。

それから、もう1点、国際性に関するところで、これは少し具体的になるのですが、29ページに、上から二つ目に、「美術分野については、トリエンナーレ等の芸術祭」というのが入っているのですが、今、美術だけではなくて、舞台芸術などでもそういうことが行われています。特に先ほど御紹介のあった東アジア文化都市で、今年も京都ではKYOTO

EXPERIMENT と一緒にやるというようなことで舞台芸術をやっていますし、それから、2019年の豊島区、東京都も関係しますが、ここでは特に舞台芸術というものをかなり前面に押し出してアジア文化都市をやろうというふうに考えていますので、そういう意味では舞台芸術分野でのフェスティバルということについても少し、美術と同じように記載をしていただければというふうに思っています。

それから、もう一つの大きな柱としては、基本計画であるということからすれば、先ほどの体系、推進体制というところにも関連しますが、制度化すべきものを、すぐには結論が出ないにしても、検討事項、検討していくという方針はやはり基本計画の中ではっきり出していただきたいと思います。

特に戦略5の37ページですか、ここで例えば人材の確保、教育、研修というようなことが書かれていて、参考資料の5ページ、さっき御紹介いただいた中長期的課題のところには、人材の常勤化については中長期的課題となっているのですが、そもそも常勤化以前の職の設置ということが計画の本文の中に全然書かれていないので、いきなり常勤化と言われてもそこは話が飛んでしまうのです。ですから、できれば基本計画の中に、体制の充実として、職の設置のようなことをまず検討するという一言を入れていただいて、中長期的課題の方でそれを持っていくという方がいいのではないかと。

それから、戦略6のプラットフォームのところですが、これも非常にいいことだと思いますが、ただ、39ページの一番上の丸でいうと、相互に連携・協働とか、プラットフォームを形成すると書かれているのですが、それをどうやって作っていくのかについては、ほとんど何もここでは書かれていない。それはそれぞれの地域によって違うのだといえればそれまでなのですが、それをやるためのやはり地域の体制作りということが重要なので、例えば各自治体が、条例あるいは要綱などに基づいて関係団体が集まるような場を作るとか、そういうことをまず、きっかけとして、そこからプラットフォームが生まれていくという、例えば条例の中に文化審議会とか文化評議会のようなことを位置付けするとか、そういうことを念頭に置いた施策展開というのをやはり考えてもらうという、そういう方向に持って行っていただければと思います。

【熊倉部会長】      ありがとうございます。

次回はまたたくさんヒアリングで、聞く方に回らなくてはいけないので、是非今日、せっかく御出席の皆様全員から御意見を賜りたいと思うのですが、そうすると1人、すみません、2分を目指していただけると有り難いかなと。

馬淵委員、どうぞ。

【馬淵委員】      大変新しい施策をいろいろ作っていただいて、これ、全部できたらすばらしいとももちろん思うのですが、美術の分野から申し上げますと、文化財、それからメディアアートや現代美術に関する目配りはかなり利かせていただいていると思うのですが、ここで抜けているのは、日本の近代美術に関する視点ではないかと思うのです。

日本の近代美術、先ほど三好委員がおっしゃったように、日本が優れた美術活動を行っていることをもっと最初に出すべきだというのは、まさにそのとおりで、現代アートがあること、あるいはビエンナーレ、トリエンナーレがこのようにできるということのものは、やはり日本の近代美術の様々な活動にあると思うのです。それを例えば国立近代美術館があるじゃないかと、それから、いろいろな各地方自治体で県立美術館を持っていて、そ

ここで近代美術、かなりたくさん所蔵しているので、確かにそういう活動は昔から、いわゆるオーソドックスな収集とか展示とかそういうことで行われていると思うのですが、一つこれから問題になるのは、そういった具体的な美術作品の周辺にある、美術の活動に関するアーカイブがどんどん失われていっている現状にもう少し危機感を持っていただかないといけないのではないかと思うのです。

例えば「もの派」だとか、「具体」とか、非常に昨今、海外から注目されているような、そういう美術活動、団体活動の資料が、幸い一部は例えば大阪の新しい新美術館に残るとか、あるいは個々に藤田嗣治のものは芸大に残るとか、いろいろなところで少しずつ残っているのですが、それをもう少し国家戦略的にどこかできちんと収集すると。

もちろん1か所である必要はないので、それぞれのゆかりの美術館や、ゆかりの博物館でも結構なのですが、それをやはり国のレベルで体系化して、例えばデータベース作りを手伝うとか、それから収集の方針を何か手厚くするとか、例えば収集するときの予算の補助をするとか、いろいろな形でやっていかないと、個人的なレベルで、例えばある画商がもう閉鎖しますと、非常に大きな活動をした画商がもう後継者がいないので、それを海外に売っちゃうとか、そういうことはこれからどんどん起こり得ると思うので、ここで例えば34ページに書いていただいている、「メディア芸術作品のアーカイブは、新たな文化や価値を創造していくための社会的基盤となる」と、非常に重要であるというふうに指摘していただいているのですが、それ以前にもう少し、それ以前の日本近代の美術ですね、それもアーカイブというのはあまり精度の高いレベルでできておりません。

ですから、そこをやはりまず、これとメディア芸術はどんどん失われていくわけで、それと同じようなものとして、失われていくものの一つとしてやはり日本近代美術のアーカイブというのについても一言触れていただき、なおかつ、それはどういう形で保存していくのか、どういう形で発信していくのかはこれから考えなければいけないのですが、少しその辺の目配りも是非お願いしたいと思って発言させていただきました。ありがとうございます。

**【熊倉部会長】** ありがとうございます。

日本美術というくくりは少し気になりましたね、何のことを指すのか。特に英語にするとよく分からない。一般的には、美術史的には何か伝統的なもののことを指すような気がして、近代美術に対する言及が全くないところで、伝統的な美術、近現代美術とか何か少しただし書を付けることも必要なのではないかという気はしました。

ほかに、次の方、田辺委員、どうぞ。

**【田辺委員】** 今、日本の近代美術というお話が出たのですが、全体的には、古美術についても実はアーカイブはまだまだ貧弱な状況です。また私は千葉市美術館というところに勤めているのですが、幕張メッセの国際会議などがありますと、そのお客様を美術館の方に誘致して、浮世絵展を見せるといことが時々あります。北斎の「神奈川沖浪裏」という有名な波の絵がありますが、韓国の方で、そういったイメージを空港でも見た、あちこちで見た、本物はここにあったのかと大変感動していただいたことがあります。「神奈川沖浪裏」、版画ですので、何枚もあるのですが、国家ブランドに、まだまだそういった日本の古美術も寄与できるのかなという気がしております。

一方で、日本の写真貸出し、掲載の料金というのはとても上がってしまして、特に国の

博物館はとても高く、掲載したいけれど、できないということで、海外からも、より料金の安い千葉に掲載願いが来るようなことがあります。それをなりわいとしている方もいらっしゃると思うので、幾つかの作品だけでも例えばその神奈川冲浪裏とか有名な北斎の作品だけでも、無料で、戦略としてイメージを普及させるということも大事に思います。なるべく使いやすい形で、著作権も関係ないと思いますので、日本イメージを普及させていくということも国家ブランドに多少は助けになるのかなと思いました。

以上です。

【熊倉部会長】 古美術の国際発信に関しても新しい施策が必要ではないかということですね。

吉本委員。

【吉本委員】 戦略に関して、戦略の1、25ページ、これは三好さんも指摘しておりましたが、ここはイノベーションになっているので、四角の枠の中の「文化芸術に対する効果的な投資により、複合領域等の文化の萌芽」となっているのだと思います。しかし、既存の芸術文化というのがあると思いますので、これが一番最初に来ると、従来の芸術や文化の振興とか支援というのはどうなのだろうという疑問が最初に出てしまうので、ここは書き方の工夫が必要かと思いました。

それから、続いて、28ページの国際交流のところなのですが、この四角の枠の中、あるいは、全体を通して、日本の文化を海外に発信するということは頻りに登場するのですが、もう少し何か国際共同制作とか国際的なネットワークで、日本が世界の文化や新しい芸術を作り出していくとか、そういったニュアンスのことが書かれればいいのではないかと思います。

そのことに関連して、目標に関してもう1回読んでみて、13ページの目標1で気づいたことがあります。これも目標1の四角の枠のその下の括弧で囲ってある最初の1文目が、何か投資をして「新たなコンテンツや作品」というふうになっていて、これもやはり既存の文化芸術のことがここでも触れられた方がいいのではないかと思います。それから、その二つ目、最新の科学技術・通信技術を活用することにより、文化芸術を享受している。これもこのイノベーションに関係してこういう記述になっていると思うのですが、文化芸術を享受するのはやはり文化施設だったりするのが基本にあると思うので、そうした記述は目標の3に出てきてはいるのですが、最初にこれが出てくると何かとても偏っている印象がします。これはどうすればいいのか、私、アイデアはないのですが、そこも気になった部分です。

それと、14ページの目標2に関係して、ここも海外発信のことがよく出ているのですが、例えば目標2の四角の下最初のポツに、先ほど言ったようなことを書き込めないかと思っていて、例えば、世界の文化芸術のハブとして、日本から文化芸術の新たな潮流が生み出されていると書き加えてはどうかと思いました。

あとは、この戦略に関して、白丸でいろいろなことが書かれていて、この中に結構具体的な施策のことも入っているイメージがあります。そうすると、この施策が書き込まれると、戦略の記述と重複する部分も出てくるのではないかと思います。とにかくとても長いので、そのことも含めて短くするなど、少し読みやすくする工夫が必要かなと思いました。

それから、先ほど御説明の中で、例えばこの記述は厚労省と共同、環境省と共同とかと



いうことがありましたので、今の記述にそれを書いていく必要はないと思うのですが、施策が羅列されたときに、例えばこの施策は厚労省と共同でやりますとか何かそういうことを書いていただけると、文化庁だけではなくて、省庁全体で基本計画を推進するというのが見えるのかなと思いました。

それと最後にもう1点だけ、7ページ、8ページに海外の施策のことが紹介されているのですが、翻訳が結構難しい部分があります。例えば8ページの上から四つ目の「美術館、博物館、図書館のリーダーシップと労働力」、これ、リーダーシップとワークホースの翻訳だと思うのですが、このままだと何のことを言っているのかよく分からない。それから、同じページの下から二つ目のボツのところ、革新と世界的な試みをサポートするって、これはインターナショナルトライアルとかなのかもしれないのですが、やはり分かりにくいし、オーストラリアのストーリーを伝えるとかという辺りも思い切り意識をして、普通に読んで分かるような文章にする工夫も必要かと思いました。

以上です。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

では、篠田委員、お願いいたします。

【篠田委員】 私も、7ページのイギリスのこの「文化白書」ですか、1から4、これ、とても、すっと入ってくる感じがして、翻訳はどうだったのか分からないのですが、この目標で見ると「全ての人々」というのが目標3に書いてあるのですが、イギリスだと「人生をスタートした場所に関係なく」というのがありますよね。これ、きっと移民も含めてということなのだろうと、あるいは、貧困、子供が貧困の連鎖というのに左右されないようにというメッセージが込められているのですが、こちらの目標のところにはそれが全然ないのです。今、日本は、高齢者がどんどん増え、そして本当に子供の貧困、貧困の連鎖というのが非常に問題になっていて、また、障害者、インクルーシブというような観点、そういうものを含めた全ての人々なのだというメッセージがもう少しないと、時代性に合っていないのではないかと思います。

それから、2番目、イギリスでは、「文化の豊かさが全国のコミュニティに恩恵」と、これ、きっと恩恵というのは、活力だったり、レジリエンスというものもあるかもしれません。災害のときにまた頑張っていく、そういう気持ちを奮い起こさせるものだったり、そういう観点。コミュニティ、地域という部分が、東京も地域というのは一応あると思うのですが、地域に恩恵という部分、ここが文化の非常に大事なポイントではないかと思うのですが、そこがこの目標1から4にはあまり明確に出されていない。この辺り、首長の立場からするとかなり気になるところです。やはりコミュニティに活力、信頼、立ち上がる力、そういうものを与える力が文化にはあり、それをまたより強化していくのだというメッセージが欲しいのではないかと思います。

あと、これ、よく分からないのですが、文化財という言葉が非常に多用されているのですが、これ、財が要るのか。32ページ、上から二つ目の丸も、「多様な文化財」という、文化財という言葉が非常に多用されている。暮らし文化とかそういう感じでいうと、文化財という、これはソフトも文化財というのがあるのでしょうかけれど、しっかりとした固まりになっていない、あるいは、様々な神楽とかそういうしっかりとした形になっていない、しかし、地域にとって大事な暮らしの文化、食文化などはまさにそうだと思うのですが、

そういうものを含めて考えると、財というのをこれだけ付ける必要があるのかなというのは少し疑問に思いました。

以上です。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

石田委員。お待たせしました。

【石田委員】 これに先立ちまして、舞台芸術ワーキング・グループなどで盛んに皆様から御意見を頂いたことが、様々な戦略の中に比較的取り込んでいただけていると思うのですが、更にお願したい点をまず2点申し上げます。

戦略1でございます。25 ページ、イノベーションに関するページです。先ほどから、まずは本来の文化芸術というものがあつてのイノベーションだというお話が出ております。私も全く同感でございます。

中でも、舞台芸術に関する言及というものをもっと明確に、今の文脈で書き込んでいただけないかというお願いです。二つ目の丸の部分では、現状、IT、メディア芸術等と並列に書かれていますが、そこにまず、舞台芸術は、と書いていただきたいのです。つまり最初に「独自の伝統文化を活用した」ということを書くのではなくて、「我が国の高い創造性を活用した舞台芸術作品をはじめ」と書いて、「既に我々が培ってきた創造性の高い舞台芸術作品を」ということを強調していただいてから、そのほか、「独自の伝統文化を活用した」という書きぶりにしていただけると、すっと納得できるのかという気がしております。

それから、戦略4になります。34 ページなのですが、これも先ほど、先生方が美術に関してのアーカイブのことをおっしゃいましたが、舞台芸術も全く同様なのです。メディア芸術作品のアーカイブが、ここまできちんとすばらしい書きぶりがなされているので、余計目に付いてしまったのですが、これは他の分野についても何らかの言及、あるいはもっと総合的にアーカイブというものをどう考えていくのかということを書いていただく方向でお考えいただけないかと思っております。それが戦略に関する2点でございます。

以前、御審議がありましたので、少し復習の感じになってしまうのですが、18 ページ、目標3に関する様々書き込みがあるところに戻っていただけますでしょうか。ここに、芸術家の地位の向上ですとか、持続可能性ですとか、それからその次の丸に、功績が評価されというようなことが書かれております。もちろん芸術家の地位向上、表彰、顕彰、そういったことは重要ですが、そういう意味だけではなくて、芸術活動そのものが経済的な価値を持って産業として確立されていくような、そういう環境を醸成することが必要であるということをもう少し書き込んでいただけないかということです。

それは、実は、後の34 ページの三つ目の丸、優れた人材が活躍できるような好循環が生まれるといったことにもつながります。それから、37 ページの一つ目の丸にございますが、文化芸術の持続的な発展、こういったことにつながりますので、是非、この18 ページの部分は、もう少しそういったニュアンスを含めた書きぶりにしていただけないかと、今更なのかもしれませんが、思いました。

最後に、小さなことですが、文言に関して少し気になりました。伝統という言葉が15 ページ、17 ページに使ってあります。一方で、伝統文化という言葉が16 ページ以降に使ってあるのです。伝統という非常に大きな概念の言葉をこのように使っているのが少し

気になりました。

それからもう一つ、人材を養成するという言葉が 17 ページ、37 ページ辺りに出て、その後は、みんな人材育成という言葉になっています。この辺の整理も必要かなと思いました。

以上です。

**【熊倉部会長】** 産業としての従来の文化芸術の分野が、持続可能で、今、石田委員から頂いたような、もう少しその持続可能性を図るべきであるみたいなことを戦略 1 の最初に書くのがいい気がいたしました。

基本的に、政府の方針で戦略 1, 2, 3 を先に掲げよとあります。そもそもの文化芸術の振興は戦略 4、目標の 3 に置かれていて、これはどの順番からやる、大事ということじゃないですよと言いつつ、そこと、分野別のことをあまり個別に列挙していくと、またさらに、私の懸念としては、国民が読むには長過ぎる、繰り返しが多過ぎるので、これ、国民が読むためのものじゃないのかもしれないのですが、少しどうかという感じがします。でも、そもそもの、もともとあったアセットとしての部分を、もっと持続可能性を、まずは自立、経済的な自立も含めて行うというような施策をすべきというのを戦略 1 の最初にまずは掲げないと、何かこれも政府の方針なのだと思うのですが、技術革新だとか、IoT だとかが最初に来ると、さすがに、何か置き去りにされた感がある気はいたしました。

**【篠田委員】** 関連でいいですか。

**【熊倉部会長】** はい、一言。

**【篠田委員】** そういう面で私も目標 1, 2, 3, 4 の立て方も、3 が最初に来るべきではないかと思っています。

**【熊倉部会長】** すみません、そこはもう審議済みだと思いますので、そこからひっくり返されると、これ、全部作り直さなくてはいけないので、来週には間に合いませんし、そもそも法律の新しいところが、それを鑑みながら、より社会への発展に資するところが今回のポイントなので、その議論は 1 回した気がいたしますが、でも、その間が非常にどういう印象を与えるかという書きっぷりは重要という気がいたします。

ほかに。柴田委員、どうぞ。

**【柴田委員】** 人材の確保とその受皿についての意見です。人材育成とその確保というのは今までもかなり言い尽くされていますが、その確保の点について圧倒的に少ないのが、その受皿をどのように作っていくのか。既存の受皿ですと、ある程度限界が見えてきていきたいと思います。舞台芸術分野に限らず、芸術の創造活動に関わる職業に就いて、生活の糧を得るための職業としてやはり確立されていないということをもう一度我々は認識し、又は創造活動に関わる方々の社会的な地位も明確でない状況です。したがって、多くの芸術団体の運営基盤が脆弱であるということでもあります。

その背景には、急速に進む少子高齢化などがあると思うのですが、芸術の創造活動というものが今後も一定程度の公的支援を受けるということを前提にしつつも、その活動が新しい産業として成立するような仕組みをこれから作っていかないと、今はもう本当に行き詰まっているような状態だと思うのです。創造に関わる方々が「生きていく」ということが非常に希望に満ちた、可能性の高い場となるようにするための、芸術界におけるビジネスモデルの再構築、これが必要なのではないかと思います。その方策を考えないことには、

もう受皿は手いっぱいという感じがいたします。

このことについて、戦略3で述べた方がいいのか、戦略4に含めた方がいいのか、それとも中長期的な課題として捉えて、中長期的な課題の中の検討事項としても盛り込む必要があるのか、文言の整理とともにもう一度強く書き込んでいただければ有り難いと思います。新しいビジネスモデルをとにかく作っていかないことには、これは大変なことになるだろうと思います。

【熊倉部会長】　そうですね。この文化政策部会で何回言っても、やはり文部科学省の方々なので、育成という言葉がお好きですよ。育成の問題ではないというのは、育成しなくていいというわけではないのですが、育成の機会は充実していますが、幾ら育成されても働く場所がない。圧倒的にどの分野でも人材が不足している。

それは、文化財保存の分科会からのレポートに人材の育成ばかり書いてあって、文化財の分野は人材の確保は必要ないのかと思ったのですが、たしか、過去のこの政策部会で、材料の確保ということは今回きちんと書いてありますが、人材が圧倒的に不足している、職種が足りないということは言われておりますし、それは美術館、劇場、全ての分野で足りなくて、例えば37ページのそもそも戦略5、何せ新しい分野なので、戦略5、6がまだ薄いので、是非皆様から御意見を頂ければと思うのですが、まさに今おっしゃった人材を、そもそも、四角のところですね、「キャリア段階に応じた教育訓練・研修等人材を育成する」よりも前に、職業として確立することを目指すぐらい言ってほしいということです。なので、再三言っているのですが、なかなか反映されていないような気は確かにいたします。何か今いる人たちの能力が低いみたいにつえられるのは心外であるというような、過去の今年度の政策部会の御意見でもあったところではないかと思えます。

それから、先ほどのコミュニティという言葉が目標の中に全然入ってこないというところが確かに、少し気になる気はいたします。

ほかに御意見いかがでございましょうか。

本郷委員、どうぞ。

【本郷委員】　まず、先ほど馬渕委員から近代美術に関するお話があったのですが、美術ワーキングでもそういった内容が議論されていたと思いますが、今回この中にあまり反映されていないように思います。近代美術について何が議論されたかという、日本の全国にある美術館の収蔵品というのは近代美術の作品が多いわけですが、その活用も含めての議論があったと思います。そうした内容が抜け落ちている感じがするので、加えた方がいいと思いました。

それから、16ページのところに、社会的包摂機能というところの文言が出てくるのですが、高齢者や障害者、子供、在留外国人など全ての人々がという並びで書いてあります。

それから戦略3のところにも、社会的包摂環境ということで、高齢者、それから障害者、子供たちという並びで一律に記載されているのですが、横並びでいいのかどうかということが美術ワーキングのときも少し懸念がありました。障害者の芸術活動支援というのは、文化庁、厚生労働省が国として取り組んできた戦略的な取組であったと理解しています。この障害者の芸術活動推進の取組というのは、作品の評価や、障害者への様々な考え方などの議論があって、こうした取組が行われてきた背景があると思います。高齢者への取組はまた違った文脈の中での内容、それから子供たちへの取組も、それぞれ違うと思います。

ここで障害者の芸術活動を一律に並べて記載することで、今まで取り組んできている文化庁の取組が薄くなるのではないかと気になりました。

その後の33ページに、「調整中」と書いてあるところにも、やはり高齢者という言葉が入っていて、その次に障害者という言葉が並びます。この障害者の芸術活動の取扱いは、こういう表記でいいかどうか、検討する必要があるように思います。

2015年に文化庁と厚生労働省が「障害者の芸術活動を推進するための懇談会」を開催していますが、そこで障害のある人の芸術作品を国内外に発信することなどの、高みを目指すような取組と同時に、裾野を広げる取組というのが大切であると懇談会「中間取りまとめ」で文化庁と厚生労働省が出しています。障害者の芸術活動を推進するために、裾野を広げるような活動と高みを目指すような活動を両方やると文化庁が方針を出しているわけです。その辺のところを抜きにして、高齢者、障害者、子供たちという、そういう並びだけで書いておいて本当にいいのかというところが気になります。少し書き方を工夫した方が良いのではと思います。

それからもう2点あるのですが、1点目は37ページになります。これも美術ワーキングの方では発言したのですが、これもあまり美術ワーキングのまとめに出ていないように思いますので発言しておきます。人材育成の問題ですが、「芸術家等のみならず」ということから始まるのですが、実はそこに新進芸術家の育成ということを推進した上で、その他にたくさんの人材の育成が必要なのではないかという意見です。新進芸術家の育成というものが、「芸術家等のみならず」という一言で終わっているということは、新進芸術家の育成は従来どおりだというように捉えられるのではないかと思います。新進芸術家の育成ということをもっと積極的に今後取り組んでいくのだという姿勢は盛り込めないものかという発言があったかと思います。

それから、あとは教育の問題ですが、特に美術分野に関してですが、これは以前にもお話ししたように、美術館、博物館との教育の連携、充実が書かれているのですが、学校での授業を社会教育で担っていくような誤解が生じないように義務教育と社会教育との違いというものをもう少し明確にしておく必要があるように思います。義務教育課程での、美術教科の充実ということの文言をもう少し明確に入れていただいた方がいいという感じはしました。

検討していただけたらと思います。

**【熊倉部会長】** 障害者を、子供と障害者と一緒にするのは厚生労働省並みになってしまうので、もう少しデリケートな表現が必要かということと、それから、今、御意見を頂いた新進芸術家の支援は、できれば戦略4の中で現代美術支援として。

**【熊倉部会長】** 今回、戦略5は芸術家以外のという、芸術家たちを支える基盤整備ということになると思いますので、戦略4の現代美術のところと一緒に書くといいかもしれないですが。

**【本郷委員】** 御検討ください。

**【熊倉部会長】** 美術だけではないと思いますが、項目を一つ立てるのもいいかもしれませんが。あと、教育の分野に関しての言及も、もしできればということで。

ほかに、まだ御発言のない、松田委員から大和委員という順番でお願いします。

**【松田委員】** 前回の文化政策部会にて、各省庁が文化に関する様々な取組、活動をし

ている、事業を行っているという報告がありました。今回の資料2-2を見ますと、そういったものが、とりわけ戦略の項目の下にしっかり書き込まれたという感じがしております。それから、各分科会とワーキング・グループで出された様々な意見も適切に反映されたのかなと思います。

その結果、戦略1から6の部分は全体的に充実し、幅が広がり、バランスがとれたなどという印象を受けております。

各項目の文言が少し長いという御指摘が先ほどありましたが、それには私も同意し、重複部分等は除くべきだと思います。個人的には、私自身も議論に関わらせていただきました暮らしの文化についての言及が、戦略の下の白丸の3か所ぐらいに出ていて、うれしく思います。あと、自分の研究上、文化財の仕事に携わっている方とよく話をするのですが、これまで文化財がこの基本計画の中で忘れがちになっているのではないかと、文化財関連の方々は少し不満というか、危惧を抱いていらっしゃいました。しかし、分科会での議論を受けてのことだと思うのですが、文化財という言葉が増え、文化財分野の方々も前より満足されるのではないかと、そういった印象を受けております。

ただし、先ほど篠田委員から御指摘があった点に関連するのですが、文化財といいますと、多くの方々は既に指定・登録されている文化財を想像すると思うのです。文化財保護法を見ますと、未指定のものも文化財であることがよく分かるのですが、一般的には、やはり指定・登録された文化財のことが真っ先に思い浮かぶでしょう。その点にどう対応するかということで、先ほどの篠田委員の意見を聞いて思ったのは、例えば「未指定も含めた文化財」のような用語を使えばいいのではないのでしょうか。現在、文化財保護法の改正に向けての動きが進んでおりますが、そこでも「未指定も含めた文化財」のような言葉を使っていますので、それは一つの解決策になるかと思いました。

それと、全体的なことを申しますと、災害復興に関する文言をもう少し戦略の白丸の部分に入れても良いかという印象を受けました。気付いたところでは32ページの上から2番目のところで東日本大震災や熊本地震のことが言及されていますが、ほかの部分では見当たらないようでしたので、我々は災害復興もきちんと考えていますよということを打ち出すためにも、東日本大震災や熊本地震のことも忘れていませんよということを打ち出すためにも、そしてまた、これから先5年間に災害が起こる可能性もありますので、そういったときにもきちんとケアできる体制や姿勢はありますよということを示すためにも、災害復興の文言はもう少しだけ増やしてもいいかと思います。それを具体的にどう表現するかはまた別の判断ですが、そういった印象を受けました。

最後、25ページの戦略1の上から2番目の白丸の部分です。この最後のところに、「訪日外国人が舞台芸術分野の鑑賞者の中に一定の割合で占めることを目指す」と書いてあります。これは文化芸術のイノベーションを実現するという意味で目指す方向性であり、戦略2に出てくる日本の文化ブランドの確立のためにも良いことだと思うのですが、「一定の割合で占めることを目指す」というからには、それに呼応する数的指標がなくてよいのだろうかという点が少し気になります。数的指標を入れるか、それが難しいようであれば、25ページの最後の一文の表現を少し調整した方が良いかと思いました。

以上です。

【熊倉部会長】 大和委員，どうぞ。

【大和委員】 今、松田委員から議論の評価の方を伺いましたが、私は、これまでの基本方針を含めてウォッチングをしてきた関係でいいますと、今までの基本方針の議論の過程の中で、多分、各分野ワーキングが設置されたのが第3回だけ、そして、各分科会の議論をきちっと踏まえたものもなかったような気がするのです。今回、これだけ分科会とワーキングでの議論が積み上がったということについて非常に私も高く評価しております。今後、中長期課題というのか、今、分科会があるのが著作権と国語と文化財ですかね、これ以外、何らかの芸術分野での今回四つ置かれましたが、これを部会にするのか、何らかの恒常的な設置機関を置く必要があるのではないかと思います。

そして、課題も幾つか出ていて、これは戦略に書けないとか、そういう議論がありますが、課題を検討する舞台をきちんと作っておかないと、5年後の次なる基本計画もきちんとしたものがないのではないかとという意味で、恒常的な、何らかの分野ごとの、レベルはどうか分かりませんが、そういう機関を常置していただくことをどこかに明記していただくかということがあるかと思えます。

そして、中長期的課題、三好委員が言及されましたが、中長期的課題をこれだけ踏み込んで書いていただいた、これを実現していくのは非常に楽しみと思っております。あと、省庁の前の議論を聞いて、あるいは、今回のこの組み込みを見ていて、文化庁として、何かクールジャパン戦略を包含するような、国際文化戦略を提唱するぐらいの何らかの書き込みがあってもいいのではないかと、そろそろそういう時期に来たのではないかと思います。

そしてもう一つ、幾つか用語の点で思っているところがございます、メディア芸術の定義に音楽コンテンツの問題が、「等」に入っているのかもしれませんが、きちっと位置付けた方がいいのではないかと思います。

先ほどからずっと出ている既存の芸術とメディアの関係ということを考えますと、レコードができて、映画ができて、放送ができて、デジタルコンテンツができていった過程の中で、既存の芸術がまず、使われることが発想されて、次に新たな分野、新たな表現形態の芸術が生まれるという歴史的経緯をたどっています。何らかの形で今ある芸術をもう少し位置づけ、メディア芸術、きちんとした定義をしておく必要があるのではないかと思います。

そして、あと、戦略3と4に関わるのですが、今、舞台芸術という言葉が使われているのですが、3も含めて考えると、やはり劇場法で定義された実演芸術であった方が、メディア芸術との関連を含めて非常に全部がつながっていくと、いわゆる身体で表現する芸術という形態がいろいろな形で展開されるわけですから、用語をきちっと整理した方がいいのかなと思っております。

あと、教育で出てきている、学校教育と社会教育の話がありましたが、現在、学校教育で音楽と美術となっていますが、その問題というのは非常に大きくて、何十年来議論されていて、今後の展開を含めて、演劇とか、その他舞踊も含めて、舞踊は少しダンスという形で入ってきたということがあるので、ここら辺の考え方を長期的に見直すような議論を何らかの形でそろそろした方がいいのではないかと思います。

それと、戦略6と目標4に関わるころなのですが、目標4と戦略6がほとんど同じ言葉遣いをしていて、戦略6について、先ほどありましたようにコミュニティなのか、連携、

中身をもう少し前面に出した方が、今後、プラットフォームを作るためにどのようなことを進めるか、何か言葉遣いをもう少し御検討いただいた方がいいと思います。

以上、長くなりましたが。

【熊倉部会長】 多分、来週までに反映できない大きな宿題もたくさん頂いたので、また繰り返し、今後の12月、1月、そして答申がまとまった後の今後の課題においても、是非また繰り返し御意見を頂戴できればと思います。

残りあと10分になりました。まだたくさん、御発言を頂いていない委員の方々がいらっしゃいますが、申し訳ありません、1人1分以内でお願いします。

【秋元委員】 1分以内でということ分かりました。戦略1の25ページの丸のところですが、これは大きくは芸術文化の産業化をしていこうということなのではないかと思うのですが、この中の①の途中のところ、「また、日本の商品やサービスの海外需要拡大や伝統的工芸品産業、コンテンツ産業」というように狭く規定しています。ここだけ随分と具体的に名指しにしているのですが、他のところを見るとここに対応するのが丸四つ目のところで、「日本美術について、国内外の云々」とあるので、同じことを指しているのだらうと思います。ですから「伝統的工芸品産業、コンテンツ産業」と狭く捉えずに、ここは少し広めに項目をとっておいた方がいいと思いました。

それと、多分、産業化していく上で、国内マーケットだけでは狭くてしょうがないから、国際化というふうなところを見据えつつやっっていこうということだと思うので、その辺りももう少し、強調して言ってもいい気がします。産業化と国際化というのを連動させて考えていくということです。

【熊倉部会長】 どうぞ。

【河島委員】 ほかの方々がもうおっしゃったところと大分被るところもあるのですが、前の方から行くと、7ページの英国政府の文化政策のところ、非常に細かいことで恐縮ですが、当初から気になっていまして、ホワイトペーパーというような訳を白書とすると、日本語でイメージする白書と違うので、少しここは工夫していただいた方がいいと思いました。

それから、次のページの、訳がこなれていないというのは吉本さんがおっしゃったとおりなので、それは思い切って意識した方が本当によいのではないかと思います。

次が、25ページの戦略1のところ、これも皆さんおっしゃっていたとおりでして、私も当初から一番違和感を感じているのがこの部分で、方向として違和感があるわけではないのですが、イノベーションの実現って、どちらかという結果として起きることであって、一つ目の丸のところにも「文化芸術によるイノベーションを」と、文化芸術内におけるイノベーションであれば目標とできると思うのですが、ここで言っているのはもう少し広い分野でのことで、何か結果として起きることではないかと思うのです。それで、これが戦略1に、短いタイトルにも入ってきているということも何か無理があるような気がしないではなくて、イノベーションの実現を促進するために、創造力ある、創造性を育むことがまず大事だというのがやはり順序だというふうに、これは皆さんおっしゃったので、賛同するというのもう一度覚えておいていただきたいです。

それから、この二つ目の「訪日外国人が舞台芸術分野の鑑賞者の中に一定の割合で占める」、ここは何かやけに具体的なので、訪日外国人が日本の文化芸術活動に様々な触れる



機会が増えることを目指すぐらいでよろしいのではないかと思いますのです。

それから、残りの部分は、もう一つ、二つ言いたいこととしては、私がたまたま関わりました生活文化のワーキングで、あまり自分も専門性なく、また、文化庁もこれまで取り組んでこなかったところにわざわざワーキングを作ったということは、それなりに今後重要な領域であるという認識があるのだらうと思ひまして、とてもやってみたら面白かったのですが、結構やはり難しい領域で、文化財、美術館、メディアアート、舞台芸術といったような対象がはっきり見えるものと違うことが今まで後れてきた原因でもあり、それから、何か専門家がいて、そこに投資すると何か起きるといふような分野ともまた違ひますし、変容していくことがいけないとも言い切れなひ、生活文化といふのはどんどん変わっていくものでもありといふ辺りが、政策対象として扱ふのは難しいところだと思ひのですが、今回、入れてもらつて、大変面白い動きを持っていくのかと思ひているのです。

それで、34 ページの基本的な方向性といふところで六つ目に出てきているのですが、実は、ここでいふ生活文化って、やはりインフラだと思ひます。このメディア、美術といふワーキング・グループの枠組みと一緒に並べてあるのですが、そうではなくて、実は2 番目にあつてもいいのではないかと思ひます。インフラとしての生活文化といふのを今後、文化政策としても取り込んでいき、とはいふつつ対象がよく分からないもやもやした領域でもあり、今後、「調査研究を行い、その範囲の検討を行うことが必要である」といふふうにも書いてありますし、場合によっては有識者会議ですとか、何か専門家の会議といふものも必要かなと。ワーキングで来てくださった先生方の中には、今まで全く、私ども、この場にいる皆さんほとんど、舞台芸術、美術館、アートといふ専門家なのですが、そういう方とはまた違ひ人脈といふのがあつて、文化庁にとつても今後大事ではないかと思ひました。

最後、1 個だけ。「国産花きや国産茶の需要拡大、鯨類の文化や」といふのは、今日初めて見たのですが、これは農林水産省からの要望だと思ひますが、私たち、こういうことは論議しておりません。

以上です。

**【佐々木委員】** 私は1 点だけ。44 ページですが、ここに「文化庁の京都移転について検討が進められているが」といふ中間段階の話になっているのですが、これは決定されているのです。ここ、大事なことなので、決定事項と検討事項って違ひ。しかもこの5 年間の間には完了しているはずですが、2021 年度といふふうには決定されています。そのことが「新・文化庁」と関係があるわけですが、そして、私がずっとかねがね言つていますが、アーツカウンシル日本といふものが、少なくともこれが東京にあるといふことを考えたときには、この機能を確立しておかなくてはいけない。文化庁との関係性といふことがこの組織に関係してくるのではないかと思ひます。その辺りの書き込みが弱いので、多分、44 ページはもう少し、そのことをしっかり書いた方がいいと思ひます。

**【熊倉部会長】** まだ御発言いただいていない、鳥井委員ですか。

**【鳥井委員】** この答申の内容をこうしてほしいといふ話とは全く違ひなのですが、産業との関連で申し上げますと、私どもが造つていふようなウイスキー、ビール、ワイン、そして日本の清酒、焼酎といふのは、その製造工程において科学で解明できないことも多く、文明か文化かといふと文化的と言へるのではないかと思ひます。ですから、ワインではソ

ムリエと、清酒ではきき酒師、ウイスキーではブレンダー、そういう仕事が成立をするというのが1点。

もう1点は、目標1に「創造的で活力ある社会」という題目があるのですが、こういうふうに変えてほしいという話とは少し違うのですが、経済界と政治とといいますか、少し分断が生じているのではないかと思います。例えば科学の分野では、発明をする力とか、創造力とか、結構文化的な要素が必要だと思うのです。

例えば、シリコンバレー。シリコンバレーというのは、地形的にサンフランシスコと、それからナパバレーとかソノマというワインの産地の間にあって、両方がセットになっている。また、トヨタが言っているのは、彼らは電気自動車という技術がありますが、一番のライバルというのはBMWとベンツとアウディ、これはデザインで負けている。ですから、何か今、BSとPLを見て、数字で決めていくような経営の流れが多くあって、日本を代表する大企業でも、今、非常に苦しんでいるところがあり、解体されてしまったところもある。それは数字だけで経営見ているから。何かそういうところに産業と文化力のとてもギャップがあると、そんなことを感じております。

【熊倉部会長】 予定の時間に近付きつつあるのですが、今日は、この作文、まだたくさん御意見を頂いていまして、それを全て反映して来週の総会に間に合わせることは多分難しいかと今、思っております。ですので、引き続き、もろもろ宿題があるというようなことを留意しつつ、これ、総会で私が報告しなければいけないので、一応、今日、皆様から頂いている御意見をどこまで反映できるかは100%のお約束はできないのですが、反映しつつ修正するというので、すみません、部会長に一任いただけますかというのを頂かなくてはいけない。多分、これから12時過ぎると、皆さんお忙しいので、席を立たれる方が多くなって、議決として成立しないと困ってしまいますので、そちらに関して御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。中村委員、お願いします。

【中村委員】 先ほど松田委員がおっしゃった、訪日外国人の舞台芸術鑑賞者の中の一定の割合なのですが、歌舞伎の舞台からいいますと、かなり少ないです。これは増やしていきたい。そのためには企業努力もあります。チケットの買いやすさとか、あるのですが、やはり一定の目標があった方が、日本人にはいいのではないかと思います。いきなり高い目標を上げるよりも、今の入場者プラス2020年までに5%とか、10%とか上げるような目標というふうにしたらどうでしょうか。時間もないので、このくらいにしておきます。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

名越委員、どうぞ。

【名越委員】 私も一言ですが、ほかの先生方からも出ていますが、前回の政策部会で他省庁の方々の事業と重なる部分があるので、その辺の交通整理が必要なのではないかと、御意見がありました、全くそのとおりだと思っています。

戦略の中にはところどころ書かれているのですが、これを目標のどこか、この内訳のどこか、例えば私ですと目標3の内訳のどこかに入れてもいいのではないかと、思っています。

戦略ではなく、この5年間、2022年度までの目標として、他省庁との事業の統廃合とは言いませんが、限られた財源をうまく使って、文化をよりよく発展させて、次世代につないでいくという努力をした方がいいのではないかと思います。

以上です。

**【熊倉部会長】** 山出委員、お待たせいたしました。

**【山出委員】** これ、どういうふうに考えればいいのかということはあるのですが、そもそも今回、他省庁との連携というか、重なる部分があるからということはあるのですが、大きく捉えていくと、文化がいろいろなところとつながっているということだと思えます。なので、食文化や生活文化とか、今までどこにつながっていたかということを確認もしていき、ほかの厚労省さん、国交省さん、様々なところで連携できますよねということがあると思えます。

そういうことを一応踏まえて、我々、地方で活動している立場としていうと、恐らくこれは、戦略6のプラットフォームの形成の中に、様々な関係部局と関係の政策をつなげていくような考え方がこの中に入ると思いますが、現実的に言うと、多分、それを担ってハブになっていくのは、例えば、うちみたいなNPOもあるでしょうし、アーツカウンシルみたいなところ、アーツカウンシルができるかは分かりませんが、そういうところが担っていくと思うのです。

その観点から、戦略5の中で人材育成ということがあるのですが、それが専門的人材の育成だけであって、とても大きく全体を見通していけるような、何かそういう人材の育成というのが実は現場では必要なのではないかと思います。それが戦略6の中に入るのか、どちらか分かりませんが、個別の専門領域だけではなくて、包括できるような観点を持つような部分の育成があればとても有り難いと思います。

以上です。

**【熊倉部会長】** ありがとうございます。

すみません、最後に、湯浅部会長代理、一言お願いします。

**【湯浅部会長代理】** もう時間も無いと思うのですが、皆様からコメントがあったところ、全くそのとおりだと思います。私の方から1点、これ、5年間の基本計画として作っていて、戦略1から6の整理の中でここを重点的にやっていくというのは分かるのですが、5年間でどこまで目指すのかという目標までは書き入れていないのではと思います。スポーツ基本計画を見ると、目標の数値も書かれている部分もあります。今後の審議の中で、指標についてももう少し議論できると良いと思います。

現在設定している指標では、各戦略が目指す姿の達成度合いを正しく検討するのは難しいのではと思います。

41 ページのところから今後、重点的に指標開発をしていきたいと思います。ここで付け加えていただくといいかと思うのは、現状把握のデータがかなり不足しているので、指標を開発するだけではなく、現状を把握するデータの収集も追加すると良いと思います。現状を把握できていないので、具体的な目標を立てにくいということもあるのではと思います。今後の重点的な調査研究というところでも現状を正しく把握する。それは雇用の問題とか、いろいろな指標が立てられると思うので、そういったことを申し上げたいと思いました。

【熊倉部会長】 ありがとうございます。

たくさんの積極的かつ貴重な御意見を賜りました。少し時間が過ぎてしまって、私の調整が悪くて皆様に御迷惑をお掛けしたことをおわび申し上げます。

それでは、頂いた御意見をなるべく修正をいたしまして、事務局と修正案を調整して来週の総会の方へ報告をさせていただくことといたします。

最後に、今後の日程について事務局より説明をお願いいたします。

【高田企画調整官】 それでは、資料3の方に今後の日程について記しております。文化審議会総会（第3回）が来週、11月13日でございます。この総会につきましては、各部会、分科会の代表者の方に来ていただくものでございます。

一方、政策部会につきましては、今回は11月24日、金曜日でございます。この政策部会につきましては、机上配布資料にヒアリング団体一覧というものをお配りしておりますが、これらの団体からヒアリングを行うというものでございます。

そして、年末最後に文化審議会総会、こちらは、文化審議会総会及び文化政策部会の合同会議ということで、今回、文化政策部会の委員の皆様と併せて各分科会の代表者の皆様合同で行うもので、ここで中間報告というものをまとめる予定でございます。また、この会につきましては、終了後、懇親会を予定しておりますので、是非参加いただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

以上です。

【熊倉部会長】 ということで、今回の政策部会、24日は、まず、集合場所に集まっていただいて、委員の皆様方、二手に分かれて半分のヒアリングを行っていただくということで、皆さん、責任重大でございますので、たくさんの関連団体の方々が是非にということで熱心にいらっしゃるそうですので、是非スケジュールの御調整をお願いいたします。というわけで、少し長引いてしまって申し訳ございませんでした。

本日の第15期文化政策部会第5回をこれで終了したいと思います。皆様、本当にありがとうございました。

— 了 —